

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	奈良県 五條市	国調人口(H17. 10. 1現在)	37,375
構成団体名		職員数(H22. 4. 1現在)	452
		健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上
			計画期間：

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.38（平成21年度）	標準財政規模（百万円）	11,129（平成21年度）
財政力指数（臨財債振替前）		地方債現在高（百万円）	44,245（平成21年度）
実質公債費比率（%）	18.9（平成22年度）	うち普通会計債現在高（百万円）	29,603（平成21年度）
経常収支比率（%）	92.5（平成21年度）	うち公営企業債現在高（百万円）	14,642（平成21年度）
実質収支比率（%）	5.9（平成21年度）	積立金現在高（百万円）	2,509（平成21年度）
将来負担比率	203.9（平成21年度）		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年9月25日] 新市のまちづくりの基本理念として、①豊かな自然・誇りある歴史と共生する快適なまちづくり ②みんなが安心して暮らせる活力あるまちづくり ③すべての人が社会参加するまちづくり ④南和地域の観光・文化・情報の交流拠点となるまちづくり の4つを掲げ、限られた財源と合併に対する財政支援策を有効に活用しながら、より整備効果の高い公共施設への重点的な投資と、効率的な行政運営を推進する。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	五條市財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から平成26年度まで
既 存 計 画 と の 関 係	五條市集中改革プラン（平成19年度～平成23年度）
公 表 の 方 法 等	市ホームページにて公表
基 本 方 針	長引く景気の低迷や過疎化の進行により税収等の一般財源の減収が続く中、歳入に見合った歳出構造への転換及びその堅持を目指す。人件費を筆頭に、集中改革プランの数値目標を目指した人員削減や徹底的な事務事業の見直しを行い、一般財源充当経費の削減を図る。また、公債費についても、安定した行政サービスのために必要不可欠な投資は行いながらも普通建設事業を極力抑制して地方債現在高を縮小させることや、補償金免除繰上償還の積極的活用などにより、負担の大幅な縮減を図る。それらにより財政構造と各種財政指標の早期健全化を目指す。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	22,759.9	2,849.1	67,156.6	92,765.5
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般会計等					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債	義務教育施設整備事業	22,759.9		54,984.4	77,744.3
	住宅新築資金貸付事業		1,965.8	5,305.2	7,271.0
	宅地取得資金貸付事業		833.4	6,867.0	7,750.3
小 計 (A)		22,759.9	2,849.1	67,156.6	92,765.5
出一般会計等					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		22,759.9	2,849.1	67,156.6	92,765.5

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般会計等					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>奈良県南西部に位置し、面積 292.05 km²のほとんどが山間地域である。住基人口は平成22年4月末時点で 35,952 人であり若年層の市外への流出に歯止めがかからず、今後も減少傾向が続くと予想される。</p> <p>第1次産業への就業割合が高く、企業立地は停滞している。</p> <p>人口の減少、法人数が少ないことなどにより、市税の増収が見込めない現状であり、地方交付税と基金に依存する財政構造となっている。</p> <p>平成17年9月の旧西吉野村、旧大塔村との合併により職員数が一挙に増えたことと、都市基盤整備や教育施設の整備を積極的に推し進めてきたことにより、主に人件費と公債費が、県下の他市に比べ高い割合になっている。</p> <p>目的別の歳出では、合併により山間地域が広大になっていること、継続中の都市基盤整備が多いこと、消防業務を五條市単独で行っていることなどに起因し、県下他市と比較して農林業費、土木費、消防費が大きくなっている。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 定員管理の適正合理化 集中改革プランの数値目標を目指し、勧奨退職の奨励、新規採用の抑制により定員の削減を行い、人件費の軽減を図る。 H22年度；452名→H26年度；447名</p> <p>課 題 ② 行政運営経費の適正化 歳入に見合った歳出構造への転換とその堅持のため、経費の徹底したスリム化、事務事業の見直し、更なる指定管理者制度の導入等に取り組み、物件費等の行政運営経費の削減を図る。</p> <p>課 題 ③ 歳入の確保 平成21年度決算において歳入に占める自主財源の比率は26.5%とかなり低い値であり、安定した財政運営のためには自主財源の確保が重要となっている。使用料・手数料の見直しや有料広告の導入拡大などの検討、市税の徴収率向上等に努め、自主財源の確保に努める。</p> <p>課 題 ④ 土地開発公社の健全化 平成19年度から公社資産の買い戻しを行っており、平成20年度からは五條市土地開発公社経営健全化計画に基づき、(仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業の実施により総額約11億円の買い戻しを行っているところである。それらにより資産の縮小を図り健全化に努めるとともに、簿価の上昇を防ぐために公社への利子補給の実施を継続する。</p> <p>課 題 ⑤ 公債費負担の健全化 過去に社会基盤整備を積極的に行ってきたことなどにより、市債残高および下水道事業、簡易水道事業等の企業債残高が多額であり、その元利償還が大きく財政を圧迫している。補償金免除繰上償還制度の活用、普通建設事業の抑制による市債等残高の縮小等により、公債費負担の軽減を図る</p> <p>課 題 ⑥ 普通建設事業の抑制 財政状況等を勘案し、事業の効果・優先順位を慎重に考慮して普通建設事業費全体額の抑制に取り組み、市債等残高の縮小につなげる。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方税	3,555	3,506	3,792	3,733	3,518	3,168	3,168	3,075	3,072	3,051
地方譲与税等	964	1,071	826	741	706	626	626	626	626	626
地方特例交付金	102	85	26	44	57	71	71	45	45	45
地方交付税	7,924	7,261	7,230	7,374	7,464	7,550	7,379	7,378	7,365	7,351
小計(一般財源計)	12,545	11,923	11,874	11,892	11,745	11,415	11,244	11,124	11,108	11,073
分担金・負担金	256	264	259	246	233	536	395	610	610	610
使用料・手数料	490	485	522	514	499	387	385	350	350	350
国庫支出金	1,614	1,191	1,167	1,170	2,309	2,283	1,150	1,022	1,240	1,229
うち普通建設事業に係るもの	654	411	356	270	190	591	50	105	275	270
都道府県支出金	955	943	1,098	919	893	1,130	1,088	878	882	871
うち普通建設事業に係るもの	186	151	162	121	39	123	12	12	12	12
財産収入	33	31	40	30	11	10	10	10	10	10
寄附金	320	256	40	0	14	0	0	0	0	0
繰入金	1,548	1,100	1,204	754	54	0	0	0	0	0
繰越金	748	569	532	334	195	917	0	0	0	0
諸収入	278	153	139	159	195	154	160	100	120	100
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	3,699	3,628	1,500	2,660	1,698	2,036	1,965	2,089	2,379	2,002
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計	22,486	20,543	18,375	18,678	17,846	18,868	16,397	16,183	16,699	16,245
人件費 a	4,478	4,345	4,650	5,267	3,826	3,759	3,306	3,453	3,338	3,322
うち職員給	3,269	3,114	3,080	2,872	2,423	2,375	2,221	2,102	2,015	2,001
物件費 b	2,572	2,288	2,171	2,160	2,209	2,356	2,305	2,192	2,180	2,170
維持補修費 c	180	73	80	38	58	52	52	50	60	60
a + b + c = d	7,230	6,706	6,901	7,465	6,093	6,167	5,663	5,695	5,578	5,552
扶助費	1,716	1,694	1,766	1,845	1,963	2,336	2,369	2,230	2,270	2,333
補助費等	1,113	730	788	695	1,269	698	686	690	690	690
うち公営企業(法適)に対するもの	4	4	4	14	4	4	4	4	4	4
普通建設事業費	5,814	4,600	2,313	2,102	1,572	2,636	1,440	1,531	2,047	1,640
うち補助事業費	1,667	1,031	975	695	288	1,046	90	350	1,030	1,010
うち単独事業費	4,147	3,569	1,338	1,407	1,284	1,590	1,350	1,181	1,017	630
災害復旧事業費	37	48	23	4	21	97	50	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	3,708	3,718	3,820	3,783	3,398	3,658	3,485	3,299	3,162	3,141
うち元金償還分	3,089	3,118	3,235	3,230	2,883	3,182	3,029	2,881	2,768	2,783
積立金	170	451	353	412	360	990	250	207	407	307
貸付金	21	3	1	1	1	3	3	3	3	3
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	2,057	2,060	2,076	2,171	2,252	2,263	2,431	2,528	2,542	2,579
うち公営企業(法非適)に対するもの	1,071	1,003	964	997	1,022	823	981	1,046	1,040	1,025
その他	0	1	0	4	0	20	20	0	0	0
歳 出 合 計	21,866	20,011	18,041	18,482	16,929	18,868	16,397	16,183	16,699	16,245

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
形式収支	620	532	334	195	917	0	0	0	0	0
実質収支	410	248	164	92	652	0	0	0	0	0
標準財政規模	10,357	10,610	10,634	11,146	11,129	11,691	11,491	11,434	11,402	11,351
財政力指数	0.358	0.394	0.387	0.384	0.367	0.342	0.346	0.346	0.347	0.347
実質赤字比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
經常収支比率 (%)	105.5	104.8	102.1	101.8	92.5	92.1	93.5	91.8	90.9	91.1
実質公債費比率 (%)	17.8	19.8	19.6	20.1	18.9	16.8	15.7	15.9	16.2	15.2
地方債現在高	32,582	33,093	31,358	30,788	29,603	28,457	27,393	26,601	26,212	25,431
積立金現在高	4,034	3,385	2,538	2,200	2,509	3,499	3,749	3,956	4,363	4,670
財政調整基金	1,570	1,073	725	628	630	963	1,202	1,404	1,706	2,008
減債基金	981	982	734	437	439	642	645	647	749	751
その他特定目的基金	1,483	1,330	1,079	1,135	1,440	1,894	1,902	1,905	1,908	1,911
職員数	544	533	522	497	449	452	471	466	462	447

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	<p>集中改革プラン（平成19年～平成23年）における職員削減計画を上回るペース（平成22年度市全体職員数 目標：544人、実績：509人）で市全体の職員数削減を進めている。十津川村消防業務の受託による消防職員の新規採用増加（平成22、23年度で31人）など当初想定していなかった増加要因はあるものの、集中改革プランの最終目標（平成28年度に450人以下、但し増加要因は除く）に向け、新規採用の抑制や勤奨退職の推進などにより、更なる職員数削減に取り組む。</p> <p>なお普通会計においては、計画期間中5年間で449人から447人の削減（2人、△0.4%）に留まる計画となっているが、十津川村消防業務受託による増加を除いた数値では5年間で416人に削減（33人、△7.3%）する計画である。（消防事務受託に伴う人件費増加相当分は十津川村から負担金を徴収する。）</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>平成18年度に国家公務員に準拠した給与構造改革を行い、その後も人事院勧告に準拠した給料支給を行っている。また、地域手当については、国家公務員における非支給該当地域ではあるものの調整手当5%の激減を緩和するため地域手当3%支給をしていたが、平成21年度において地域手当を廃止した。</p>
◇ 技能労務職員の給与のあり方		<p>平成18年度に国家公務員に準拠した給与構造改革を行った。職種の廃止に向け、今後も退職者不補充を継続するとともに、一般職への任用替や業務の民間委託等を検討する。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>定年時特昇実施はしていない。退職手当の支給については、今後も国家公務員と同様の支給を行う。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>職員の福利厚生については、財政難により市町村共済事業、健康診断等の一定の事業に止めている。今後は、事務事業遂行のための協力体制充実のため、職員間の交流事業等の実施を検討する。</p>
○ 物件費、維持補修費等の見直し	②	<p>集中改革プランの数値目標達成に向け、平成19年度予算編成以降、物件費や補助費等についてマイナスシーリングにより段階的に予算額を削減している。今後も継続的に、経費の節減、事務事業の見直し、効率的な事業実施に向け創意工夫を行い、行政コストの適正化に努める。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	<p>市民ホール・公民館等の管理施設数が多いことや、それらの運営を直営で行ってきたことに起因し、施設の維持管理コストが多額であり財政を圧迫してきた。維持管理コストの縮減に向け、平成21年度に4施設の指定管理者導入を行い、平成22年度においても4月から4施設導入し、10月からはさらに3施設の導入を予定している。平成23年度以降においても文化博物館などの指定管理者導入を予定しており、財政健全化を推進するとともに、民間活力による市の活性化を図る。</p>
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	③	<p>【徴収率】 徴収率向上にむけた徴収体制強化のため、平成21年度機構改革により徴収対策室を設置した。また、平成22年3月からコンビニ収納による納税方法を導入した。今後も徴収率の向上に向けた取り組みを推進する。</p> <p>【資産売却等】 市保有資産について売却可能なものについては、売却や貸付、その他有効活用を検討し、歳入の確保を図る。</p> <p>【その他】 平成19年度からホームページ上に有料のパナー広告を導入している。市広報誌、窓口封筒、公用車等に有料広告の導入などを検討し、歳入確保に向け工夫する。</p>
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	④	<p>平成19年度から公社資産の買い戻しを行っており、平成20年度からは五條市土地開発公社経営健全化計画に基づき、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業の実施により総額約11億円の買い戻しを行っているところである。またそれ以外にも事業化する用地については買い戻し、その他は民間売却する方針である。それらにより資産の縮小を図り健全化に努めるとともに、簿価の上昇を防ぐために公社への利子補給の実施を継続する。</p>
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
<p>○ 行政改革や財政状況に関する情報公開</p> <p>◇ 給与及び定員管理の状況の公表</p> <p>◇ 財政情報の開示</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>②</p>	<p>給与及び定員管理の状況については、広報及び市ホームページで公表しており、市民に分かりやすい情報開示に努めている。</p> <p>予算、決算及び財政状況等について、広報及び市ホームページで公表している。より市民に分かりやすい情報開示にむけ、開示方法の工夫や開示情報の充実に努める。</p> <p>行政評価システムの構築に向け、平成19年度に一部事務事業評価の試行実施、平成20年度には全事務事業評価及び施策評価の試行実施を行った。平成21年度においては本格的に事務事業評価及び施策評価を実施したところであり、今後の行財政運営に活用していく。</p>
6 その他		

- 注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	人件費については、集中改革プランの数値目標（市全体で450人以下）を目指し、勧奨退職制度による退職者の増や新規採用の抑制（退職者数の1/3以下）により人員削減を継続する。物件費及び維持管理経費については、経常経費の削減に向け物件費や補助費等の見直し・削減を継続する。また、施設の指定管理者制度導入も推進する。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	公的資金補償金免除繰上償還制度の活用、市債等残高の縮小に向けた普通建設事業の抑制・計画的な実施などにより、公債費負担の軽減を図る
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	経常経費の徹底した見直しや、企業債残高縮小に向けた建設事業の抑制・計画的な実施による準公債費の軽減、使用料収入向上に向けた取り組みなどにより、基準外繰出しの縮小を図る。
4 その他	土地開発公社健全化のための公社資産の買い戻しによる公社借入金の縮小を進めることにより、金融機関からの借入に対する公社への利子補給額の縮小を図る。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
	費実 比公 債	当初計画の目標値		21.0	21.3	19.4	17.2	15.7					
		(実績値)	19.8	19.6	20.1	18.9							
		延長計画の目標値					17.2	15.7			15.9	16.2	15.2
		(実績値)	33,093	31,358	30,788	29,603							
		延長計画の目標値					28,457	27,393			26,601	26,212	25,431
策 に 係 る 改 善 効 果 額	1	人件費（退職手当を除く。）	3,945	4,027	3,511	3,242	3,054	2,947					
		改善効果額		▲ 82	434	703	891	998	2,944				
	1	行政管理経費（物件費及び維持管理経費）	2,361	2,496	2,215	2,219	2,196	2,196					
		改善効果額		▲ 135	146	142	165	165	483				
			改善効果額										
			改善効果額										
									当初計画改善効果額 合計	3,427			
									<参考>当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	53			

策 に 係 る 改 善 効 果 額	2	公債費の圧縮（退職手当債繰上償還）						281					
		改善効果額							5		5	4	4
	1	庁舎等清掃業務の見直し					9	6	6		6	6	6
		改善効果額						3	3		3	3	3
	1	保守点検業務の見直し					8	4	4		4	4	4
		改善効果額						4	4		4	4	4
		改善効果額										0	

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A	53
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
A+B C	53
Cのうち公営企業会計加算分 D	44
(Dの内訳) 水道事業会計への加算額	44
〇〇会計への加算額	0
C-D	9
<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）	0